

令和7年度新宿御苑日本館御殿工事の入札に対する質問への回答（7月31日掲載①）

No.	図面番号	質問	回答
1		やむを得ない事由により工期延伸が生じた場合は協議となるのでしょうか。また、可能な工期延伸期間をご教授下さい。	やむを得ない事由により工期延伸が生じた場合は協議とする。工期延伸期間は事由にもよるものとし令和9年3月末までとする。
2	入札説明書	別記様式4において「注2. 本様式を変更又は省略等した場合、不採用となる場合がある」と記載がありますが、以下の内容について変更しても宜しいでしょうか。 ①黒枠線の横幅及び縦幅の変更 ②黒枠線内の文章「受注者にて作成する矩計図～作成にかかる技術的所見」の削除 ③注意1. 及び注意2. の文章の削除	よい。